



鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)
号外第62号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則	鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則 (14) (高等学校課) 1
	社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則 (15) (生涯学習課)13
	鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (16) (＃)16
	鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (17) (＃)16
	鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (18) (文化課)18
	鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (19) (＃)19

教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第14号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後

(目的)

第1条 この規則は、県内に住所を有する者の子等高等学校若しくは高等専門学校（以下「高等学校等」という。）又は大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）若しくは修業年限が2年以上の専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学するものうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。

(育英奨学資金の種類)

第1条の2 育英奨学資金（以下「奨学資金」という。）の種類は、高等学校等奨学資金及び大学等奨学資金とする。

(奨学資金の貸与)

第2条 奨学資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者に対して貸与するものとする。

(1) 高等学校等奨学資金 次に掲げる要件

- ア 高等学校等に在学する者であること。
- イ 修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。
- ウ 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- エ 他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。
- オ 奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年前から、引き続き県内に住所を有する者と生計を

改 正 前

(目的)

第1条 この規則は、県内に住所を有する者の子等大学又は専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。）に在学するものうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。

(奨学資金の貸与)

第2条 育英奨学資金（以下「奨学資金」という。）は、次に掲げる要件を備えている者に対して貸与するものとする。

- (1) 大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学する者であること。
- (2) 特に学業に優れ、性行が正しいこと。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。
- (5) 奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年前から、引き続き県内に住所を有する者と生計を同じくしていること。

を同じくしていること。

(2) 大学等奨学資金 次に掲げる要件

- ア 大学等に在学する者であること。
 イ 特に学業に優れ、性行が正しいこと。
 ウ 経済的理由により修学が困難であると認められること。
 エ 他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。
 オ 奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年前から、引き続き県内に住所を有する者と生計を同じくしていること。

(奨学資金の額)

第3条 奨学資金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分		金 額
高等学校等 奨学資金	自宅から通学し ている場合	国立又は公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円
	自宅以外から通 学している場合	国立又は公立 月額 23,000円 私立 月額 35,000円
	大 学 等	国立又は公立 月額 42,000円
	奨学資金	私立 月額 51,000円

(貸与の期間)

第4条 奨学資金を貸与する期間は、奨学資金の貸与を受けることとなった月から高等学校等又は大学等の正規の修業年限の終了する月までとする。

(高等学校等奨学資金の貸与の申請)

第4条の2 高等学校等奨学資金の貸与の申請は、高等学校等の在学時に行うものとする。

第4条の3 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、在学高等学校等の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 鳥取県高等学校等奨学資金貸与推薦書(別記様式第1号の2)
 (2) その者の属する世帯の所得を証する書類
 (3) その他教育委員会が必要と認める書類

(大学等奨学資金の貸与の申請)

第5条 大学等奨学資金の貸与の申請は、高等学校在

(奨学資金の額)

第3条 奨学資金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	金 額
国立又は公立の大学等	月額 42,000円
私立の大学等	月額 51,000円

(貸与の期間)

第4条 奨学資金を貸与する期間は、奨学資金の貸与を受けることとなった月から大学等の正規の修業年限の終了する月までとする。

(奨学資金の貸与の申請)

第5条 奨学資金の貸与の申請は、高等学校在学時申

学時申請と大学等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(高等学校在学時申請用)(別記様式第1号の3)に、次に掲げる書類を添付して、在学高等学校の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 鳥取県大学等奨学資金貸与推薦書(別記様式第2号)

(2)及び(3) 略

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、将来大学等奨学資金を貸与することが適当と認めるときは、当該申請書を大学等奨学資金貸与予定者(以下「貸与予定者」という。)として決定するものとする。

3及び4 略

5 貸与予定者は、大学等に入学したときは、直ちに鳥取県大学等奨学資金貸与予定者進学届出書(別記様式第3号)に在学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

第5条の3 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第5条第2号の規定に該当する者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(大学等在学時申請用)(別記様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して、出身高等学校の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校を卒業しないで大学等に入学した者については、当該申請書に第2号から第4号までに掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。

(1) 鳥取県大学等奨学資金貸与推薦書

(2)～(4) 略

(奨学資金の貸与の決定及び通知)

第5条の5 教育委員会は、第4条の3若しくは第5条の3の規定による申請書又は第5条の2第5項の規定による届出書の提出があった場合においては、その内容を審査し、奨学資金を貸与することが適当と認めるときは、貸与の決定をし、その旨を本人に

請と大学等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

第5条の2 奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県育英奨学資金貸与申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、在学高等学校の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 鳥取県育英奨学資金貸与推薦書(別記様式第2号)

(2)及び(3) 略

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、将来奨学資金を貸与することが適当と認めるときは、当該申請書を奨学資金貸与予定者(以下「貸与予定者」という。)として決定するものとする。

3及び4 略

5 貸与予定者は、大学等に入学したときは、直ちに鳥取県育英奨学資金貸与予定者進学届出書(別記様式第3号)に在学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

第5条の3 奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第5条第2号の規定に該当する者は、鳥取県育英奨学資金貸与申請書に、次に掲げる書類を添付して、出身高等学校の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校を卒業しないで大学等に入学した者については、当該申請書に第2号から第4号までに掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。

(1) 鳥取県育英奨学資金貸与推薦書

(2)～(4) 略

(奨学資金の貸与の決定及び通知)

第5条の5 教育委員会は、第5条の2第5項の規定による届出書又は第5条の3の規定による申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、奨学資金を貸与することが適当と認めるときは、貸与の決定をし、その旨を本人に通知するものとする。

通知するものとする。

(奨学資金の取りやめ及び辞退)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸与を取りやめる。

(1)及び(2) 略

(3) 高等学校等奨学資金の貸与を受けている者にあつては、修学に対する意欲が欠け、又は性行が不良となったとき。

(4) 大学等奨学資金の貸与を受けている者にあつては、学業成績又は性行が不良となったとき。

(5) 他から同種類の奨学資金を貸与又は給与を受けるに至ったとき。

(6) 略

2 略

(奨学資金の返還)

第11条 奨学資金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、高等学校等奨学資金にあつては15年以内、大学等奨学資金にあつては20年以内に、年賦、半年賦又は月賦の方法で返還しなければならない。ただし、奨学資金は、いつでも繰り上げて返還することができる。

2及び3 略

(奨学資金の返還猶予)

第12条 奨学生であつた者が、進学、災害、傷病、失業その他特別の理由により奨学資金の返還が困難となった場合は、相当の期間、その返還を猶予することができる。

2及び3 略

(奨学資金の返還免除)

第13条 奨学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の定めるところによる。

2及び3 略

(奨学資金の取りやめ及び辞退)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸与を取りやめる。

(1)及び(2) 略

(3) 学業成績又は性行が不良となったとき。

(4) 他から同種類の奨学金を貸与又は給与を受けるに至ったとき。

(5) 略

2 略

(奨学資金の返還)

第11条 奨学資金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に、年賦又は半年賦の方法で返還しなければならない。ただし、奨学資金は、いつでも繰り上げて返還することができる。

2及び3 略

(奨学資金の返還猶予)

第12条 奨学生であつた者が、進学、疾病、その他特別の理由により奨学資金の返還が困難となった場合は、相当の期間、その返還を猶予することができる。

2及び3 略

(奨学資金の返還免除)

第13条 奨学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年10月鳥取県条例第35号)の定めるところによる。

2及び3 略

第2条 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第4条の3関係)

(表)

鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書								
フリガナ 申請者氏名				住 所	郵便番号			
					電話番号 () -			
生年月日	年	月	日生					
在学高等 学校等名	立		高等 学 校 高等 専 門 学 校	課 程	科 第	学 年		
生 計 を 一 に す る 家 族 及 び そ の 所 得	就 学 者 を 除 く 家 族	続柄	氏 名	年 齢	所得等の 種 類	収入金額 (税込) ・売上高	所得 (利益) 金額 (税込)	
就 学 者	本人	続柄	氏 名	設置者別	学 校 種 類 別	学 年	通学別 (小・中 を除く。)	
		本人		国・公・ 私立		学年	自宅・自宅外	
				国・公・ 私立	小・中・高・高専 大・専修 (高・専)	学年	自宅・自宅外	
				国・公・ 私立	小・中・高・高専 大・専修 (高・専)	学年	自宅・自宅外	
				国・公・ 私立	小・中・高・高専 大・専修 (高・専)	学年	自宅・自宅外	
				国・公・ 私立	小・中・高・高専 大・専修 (高・専)	学年	自宅・自宅外	

(裏)

家 庭 事 情	特 別 の 事 情	該当欄 (該当する欄 に を付けること。)	特 別 の 事 情	該当欄 (該当する欄 に を付けること。)
	(1) 一人親世帯		(5) 主たる家計支持者が 別居している世帯	
	(2) 就学者のいる世帯		(6) 災害を受けた世帯	
	(3) 障害者のいる世帯		(7) 父母以外の所得が ある世帯	
	(4) 長期療養者のいる世帯		(8) その他特別な事情 がある世帯	
(上記に該当する世帯にあっては、その事情、状況等を具体的に記載すること。)				

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申 請 者 氏名 ㊟

連帯保証人 氏名 ㊟

住所

本人との続柄 () 年 月 日生

連帯保証人 氏名 ㊟

住所

本人との続柄 () 年 月 日生

備考

- 1 印は、該当のものを で囲むこと。
- 2 「生計を一にする家族及びその所得」の欄は、主たる家計支持者に 印、別居者に×印を付けること。
- 3 「家庭事情」の欄の(3)から(6)までに該当する場合は、その事由を証する書類を添付すること。

別記様式第1号の次に次の2様式を加える。

別記様式第1号の2 (第4条の3関係)

鳥取県高等学校等奨学資金貸与推薦調書	
氏 名	
在学高等学校等名	
修学に対する意欲の判定	A . B . C
推 薦 所 見	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div>
<p>上記の者は、高等学校等奨学資金の貸与を受ける者として、適当であると認め推薦します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">高等学校長 氏名</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p>	

備考 印は、該当のものを で囲むこと。

別記様式第1号の3 (第5条の2関係)

(表)

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書 (高等学校在学時申請用)							
フリガナ 申請者氏名				住 所	郵便番号		
生年月日	年	月	日生	電話番号 () -			
在学高等 学校名	立 高 等 学 校		分 校		課 程	科 第 学 年	
進学予定 学校の種別	大 学		専修学校				
生 計 を 一 に す る 家 族 及 び そ の 所 得	就 学 者 を 除 く 家 族	続柄	氏 名	年齢	所得等の 種 類	収入金額 (税込) ・売上高	所得 (利益) 金額 (税込)
就 学 者	本人	続柄	氏 名	設置者別	学 校 種 類 別	学 年	通学別 (小・中 を除く。)
				国・公・ 私立		学年	自宅・自宅外
				国・公・ 私立	小・中・高・高専 大・専修 (高・専)	学年	自宅・自宅外
				国・公・ 私立	小・中・高・高専 大・専修 (高・専)	学年	自宅・自宅外
				国・公・ 私立	小・中・高・高専 大・専修 (高・専)	学年	自宅・自宅外
				国・公・ 私立	小・中・高・高専 大・専修 (高・専)	学年	自宅・自宅外

(裏)

家 庭 事 情	特 別 の 事 情	該当欄 (該当する欄 に を付けること。)	特 別 の 事 情	該当欄 (該当する欄 に を付けること。)
	(1) 一人親世帯		(5) 主たる家計支持者が 別居している世帯	
	(2) 就学者のいる世帯		(6) 災害を受けた世帯	
	(3) 障害者のいる世帯		(7) 父母以外の所得が ある世帯	
	(4) 長期療養者のいる世帯		(8) その他特別な事情 がある世帯	
(上記に該当する世帯にあつては、その事情、状況等を具体的に記載すること。)				

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申 請 者 氏名 ㊦

連帯保証人 氏名 ㊦

住所

本人との続柄 () 年 月 日生

連帯保証人 氏名 ㊦

住所

本人との続柄 () 年 月 日生

備考

- 1 印は、該当のものを で囲むこと。
- 2 「生計を一にする家族及びその所得」の欄は、主たる家計支持者に 印、別居者に×印を付けること。
- 3 「家庭事情」の欄の(3)から(6)までに該当する場合は、その事由を証する書類を添付すること。

別記様式第2号中「鳥取県育英奨学資金貸与推薦調書」を「鳥取県大学等奨学資金貸与推薦調書」に、「鳥取県育英奨学資金の」を「大学等奨学資金の」に改める。

別記様式第3号中「鳥取県育英奨学資金貸与予定者進学届出書」を「鳥取県大学等奨学資金貸与予定者進学届出書」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号(第5条の3関係)

(表)

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(大学等在学時申請用)						
フリガナ 申請者氏名				住 郵便番号		
生年月日	年	月	日生	所 電話番号() -		
学校名等				(修業期間) 年 月 日 ~ 年 月 日	他の奨学金の 貸与・給付の	有 ・ 無
学校所在地					有 無	
学校設置者						
出身 高等学校等	立	高等学校 年 月卒業		年 月 大学入学資格検定合格		
生 計 を 一 に す る 家 族 及 び そ の 所 得	続柄	氏 名	年齢	所得等の 種 類	収入金額(税込) ・売上高	所得(利益)金額 (税込)
就 学 者	続柄	氏 名	設置者別	学 校 種 類 別	学 年	通学別(小・中 を除く。)
	本人		国・公・ 私立	(学校名)	学年	自宅・自宅外
			国・公・ 私立	小・中・高・高専 大・専修(高・専)	学年	自宅・自宅外
			国・公・ 私立	小・中・高・高専 大・専修(高・専)	学年	自宅・自宅外
			国・公・ 私立	小・中・高・高専 大・専修(高・専)	学年	自宅・自宅外
			国・公・ 私立	小・中・高・高専 大・専修(高・専)	学年	自宅・自宅外

(裏)

家 庭 事 情	特 別 の 事 情	該当欄 (該当する欄 に を付けること。)	特 別 の 事 情	該当欄 (該当する欄 に を付けること。)
	(1)一人親世帯		(5) 主たる家計支持者が 別居している世帯	
	(2)就学者のいる世帯		(6)災害を受けた世帯	
	(3)障害者のいる世帯		(7) 父母以外の所得があ る世帯	
	(4)長期療養者のいる世 帯		(8) その他特別な事情が ある世帯	
(上記に該当する世帯にあっては、その事情、状況等を具体的に記載すること。)				

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申 請 者 氏名 ㊟

連帯保証人 氏名 ㊟

住所

本人との続柄 () 年 月 日生

連帯保証人 氏名 ㊟

住所

本人との続柄 () 年 月 日生

備考

- 1 印は、該当のものを で囲むこと。
- 2 「生計を一にする家族及びその所得」の欄は、主たる家計支持者に 印、別居者に×印を付けること。
- 3 「家庭事情」の欄の(3)から(6)までに該当する場合は、その事由を証する書類を添付すること。

別記様式第6号中

学校名等	国・公・私立	大学・学校
	大学・専修学校	学 部 第 学年
	昼間部・夜間部	学 科 (年制)

を

学校名等

に改める。

別記様式第8号中

返還 賦 金	年 賦 (最終返還額)	十	万	千	百	十	円	返 還 期 日	第1回 年 月 日
	半 年 賦 (最終返還額)								以降毎年同日
返 還 期 日	年 賦 (最終返還額)							返 還 期 日	第1回 年 月 日
	半 年 賦 (最終返還額)								以降 月 日と 月 日

を

返 還 賦 金	年 賦 (最終返還額)	十	万	千	百	十	円	返 還 期 日	第1回 年 月 日
	半 年 賦 (最終返還額)								以降毎年同日
	月 賦 (最終返還額)								第1回 年 月 日
返 還 期 日	年 賦 (最終返還額)							返 還 期 日	以降 月 日と 月 日
	半 年 賦 (最終返還額)								以降毎月同日

に、「又は半年賦」

を「、半年賦又は月賦のうち」に改める。

別記様式第9号中「疾病」を「傷病」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に貸し付けられている第1条の規定による改正前の鳥取県育英奨学資金貸与規則第2条に規定する奨学資金は、第1条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第1条の2の大学等奨学資金とみなす。

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第15号

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

第1条 社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和36年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格)</p> <p>第2条 法第9条の5の規定による社会教育主事の講習を修了した者（法第9条の4第1号及び第2号に掲げる者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものは、社会教育主事の資格について、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の認定を受けることができる。</p> <p>(1) <u>法第9条の4第1号イ及びロに規定する職並びに同号ハに規定する業務並びに同条第2号に規定する職に在職した期間及び従事した期間が通算して4年以上になる者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験を有するもの</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(資格)</p> <p>第2条 法第9条の5の規定による社会教育主事の講習を修了した者（法第9条の4第1号及び第2号に掲げる者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものは、社会教育主事の資格について、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の認定を受けることができる。</p> <p>(1) 法第9条の4第1号又は第2号に規定する職を4年以上経験している者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験を有するもの</p> <p>(2) 略</p>

第2条 社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式

履 歴 書

ふりがな 氏 名		性別		生年月日	年 月 日
旧 氏 名		現 住 所			
改姓年月日	年 月 日				
最 終 学 歴	学 校 名				
	学 部 学 科 名				
	修 学 期 間	年 月 ~ 年 月	卒業・修了・中退・在学中		
試 験 及 び 資 格	種 類	取 得 年 月 日	実 施 又 は 授 与 機 関		
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

社会教育主事講習 (修了証書の写しを添付すること。)		受講年月日 年 月 日 ~ 年 月 日	実施機関
勤務記録 (任命権者の勤務証明書を添付すること。)			
所属名	職名	在職期間 年 月 日 ~ 年 月 日	実際に従事した職務の内容
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
社会教育関係団体等での活動経歴 (団体等の活動経歴証明書を添付すること。)			
所属名	職名	活動期間 年 月 日 ~ 年 月 日	実際に従事した活動の内容
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	

記載注意

- 1 法第9条の4第1号イ及びロに規定する職並びに同号八に規定する業務並びに同条第2号に規定する職に在職した期間及び従事した期間が通算して4年に満たない者であって、大学に2年以上在学した者にあつては、大学の成績証明書を添付すること。
- 2 試験及び資格欄には、従事しようとする職に必要な試験及び資格を記載すること。
- 3 数字は、すべて算用数字とすること。
- 4 欄が不足する場合は、用紙を補正してよいこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第16号

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則 (昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(職員の種類及び職) 第5条 略	(職員の種類及び職) 第5条 略

2 青年の家の職員の職は、所長、次長、係長、主任、専門指導員及び主事とする。

(使用料の減免)

第13条 青年の家の使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

様式第3号 (第13条関係)

鳥取県立大山青年の家使用料減免申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者 郵便番号

住 所

団 体 名

代表者氏名 ㊦

鳥取県立大山青年の家の使用料を減免していただきたいので、次のとおり申請します。

利用目的					
利用期間		年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
利用者	区分	青 年	引率者・ 講師等	その 他の 者	計
	性別				
	男	人	人	人	人
	女	人	人	人	人
	計	人	人	人	人
減免を必要とする理由					

備考 略

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 青年の家の職員の職は、所長、次長、係長、主任及び主事とする。

(使用料の減免)

第13条 青年の家の使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和52年3月鳥取県規則第15号)第2条の表鳥取県立大山青年の家の項減免事由の欄第3号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者にあっては、この限りでない。

様式第3号 (第13条関係)

鳥取県立大山青年の家使用料減免申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者 郵便番号

住 所

団 体 名

代表者氏名 ㊦

鳥取県立大山青年の家の使用料を減免していただきたいので、次のとおり申請します。

利用目的						
利用期間		年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
利用者	区分	高等学校 の生徒	一 般 人		計	
			青 年	引率者・ 講師等		その 他の 者
	性別	男	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	
	計	人	人	人	人	
減免を必要とする理由						

備考 略

鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第17号

鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>(職員の種類及び職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、主任、<u>専門指導員及び主事とする。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 少年自然の家の使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>様式第3号（第13条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立船上山少年自然の家使用料減免申請書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 ㊦</p> <p>鳥取県立船上山少年自然の家の使用料を減免していただきたくので、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">利用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>年 月 日 時から 年 月 日 時まで</td> </tr> </table>	利用目的		利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	<p>(職員の種類及び職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、主任及び主事とする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 少年自然の家の使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。<u>ただし、県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年3月鳥取県規則第15号）第2条の表鳥取県立船上山少年の家の項減免事由の欄第3号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者にあつては、この限りでない。</u></p> <p>様式第3号（第13条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県立船上山少年自然の家使用料減免申請書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 ㊦</p> <p>鳥取県立船上山少年自然の家の使用料を減免していただきたくので、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">利用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>年 月 日 時から 年 月 日 時まで</td> </tr> </table>	利用目的		利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用目的									
利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで								
利用目的									
利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで								

利用者	区分	青 年	引率者・ 講師等	その他 の者	計
	性別				
利用者	男	人	人	人	人
	女	人		人	人
	計	人	人	人	人
減免を必要とする理由					
備考 略					

利用者	区分	高等学校 の生徒	一 般 人			計
			青 年	引率者・ 講師等	その他 の者	
利用者	男	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人
	計	人	人	人	人	人
減免を必要とする理由						
備考 略						

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第18号

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前										
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>管 理 課</td> <td>庶務係・設備係</td> </tr> <tr> <td>学 芸 課</td> <td>自然係・人文係</td> </tr> <tr> <td>美 術 振 興 課</td> <td>調査係・美術係</td> </tr> </table> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理課 略</p> <p>学芸課</p> <p>(1) 博物館資料（<u>美術関係の資料を除く。</u>次号及び第3号において同じ。）の収集、保管及び展示に関すること。</p>	管 理 課	庶務係・設備係	学 芸 課	自然係・人文係	美 術 振 興 課	調査係・美術係	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>管 理 課</td> <td>庶務係・設備係</td> </tr> <tr> <td>学 芸 課</td> <td>自然係・美術係・人文係</td> </tr> </table> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理課 略</p> <p>学芸課</p> <p>(1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。</p>	管 理 課	庶務係・設備係	学 芸 課	自然係・美術係・人文係
管 理 課	庶務係・設備係										
学 芸 課	自然係・人文係										
美 術 振 興 課	調査係・美術係										
管 理 課	庶務係・設備係										
学 芸 課	自然係・美術係・人文係										

- (2)及び(3) 略
- (4) その他博物館の事業に関すること(美術振興課の所掌に属するものを除く。)。

美術振興課

- (1) 県立美術館の整備に係る調査に関すること。
- (2) 美術関係の資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 美術関係の資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (4) 美術関係の資料の調査研究に関すること。
- (5) その他美術関係の博物館の事業に関すること。

(利用の申込み等)

第10条 略

- 2 略
- 3 教育委員会は、博物館の利用の許可をしたときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、博物館に入館して博物館資料を観覧する者(通常展示における博物館資料を観覧する場合にあっては、学生又は一般人に限る。)に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

別表 (第6条関係)

- 1 略
- 2 事務職員をもって充てる職
主事・現業主事
- 3 略

- (2)及び(3) 略
- (4) その他博物館の事業に関すること。

(利用の申込み等)

第10条 略

- 2 略
- 3 教育委員会は、博物館の利用の許可をしたときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、博物館に入館して博物館資料を観覧する者に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

別表 (第6条関係)

- 1 略
- 2 事務職員をもって充てる職
主事・博物館司書・現業主事
- 3 略

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則19号

鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 埋蔵文化財センターに、<u>総務係、企画研究係及び青谷上寺地遺跡調査係</u>を置く。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、<u>係長、文化財主事、主任及び主事</u>とする。</p>	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 埋蔵文化財センターに、<u>庶務係及び調査指導係</u>を置く。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(職員の種類及び職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、<u>係長、文化財主事及び主事</u>とする。</p>

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。